平成２５年（フ）第４２号
函館市陣川町81番地157
債務者　佐々木秀治
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米塚　茂樹
4　破産債権の届出期間　平成25年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２号
山梨県富士吉田市上吉田２丁目10番４号　櫻コートエレガンス202号
債務者　後藤　照夫
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八巻佐知子
4　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
岡山市南区若葉町７番３号
債務者　多田視余子（旧姓駄場﨑）
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　立名
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内161―４、住民票上の住所徳島県吉野川市山川町湯立236番地
債務者　尾形　繁伸
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志摩　恭臣
4　破産債権の届出期間　平成25年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６号
福岡県田川市丸山町５番９号
債務者　岡部　劭一
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　俊徳
4　破産債権の届出期間　平成25年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１４６号
大阪市平野区長吉出戸２丁目３番36号ドムスⅢ　３Ｆ303、主たる営業所大阪府羽曳野市埴生野577番地の16
債務者　イワオ機械こと　岩尾　　明
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　吉浩
4　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
千葉県茂原市木崎281番地１　ヒルハウス108号
債務者　荘司喜久夫
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日名子　暁
4　破産債権の届出期間　平成25年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
千葉県茂原市木崎281番地１　ヒルハウス108号
債務者　荘司　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日名子　暁
4　破産債権の届出期間　平成25年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
名古屋市東区筒井３丁目34―25　エクセルコジマⅡ303号室、住民票上の住所愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字下山517番地　Ａ棟
債務者　鳥羽　正邦
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　　郁
4　破産債権の届出期間　平成25年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６７号
千葉県習志野市香澄１丁目４番１―306号
債務者　樫村　禎則
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　拓郎
4　破産債権の届出期間　平成25年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１０号
千葉県市川市市川南１丁目３番20―101号　シャイン市川
債務者　徳田　雅幸
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　慎一
4　破産債権の届出期間　平成25年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４９号
名古屋市名東区貴船３丁目403番地の２、従前の住所名古屋市名東区高針４丁目411番地の２
債務者　小林雄一郎
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　義典
4　破産債権の届出期間　平成25年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７４号
千葉市稲毛区小深町114番地39
債務者　柳　　英幸
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　英一
4　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７５号
千葉市美浜区幸町２丁目11番14棟203号
債務者　柳　　英和
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　英一
4　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係